

# 「平成27年国勢調査」の説明

## 1. 調査の時期

平成27年10月1日午前零時現在

## 2. 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

## 3. 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、出雲市内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

## 4. 調査事項

（世帯員に関する事項）

「氏名」「男女の別」「出生の年月」「世帯主との続柄」「配偶の関係」「国籍」「現住居での居住期間」「5年前の住居の所在地」「就業状態」「所属の事業所の名称及び事業の種類」「仕事の種類」「従業上の地位」「従業地又は通学地」

（世帯に関する事項）

「世帯の種類」「世帯員の数」「住居の種類」「住宅の建て方」

## 5. 調査の方法

出雲市を1066調査区に区分し、各調査区に総務大臣から任命された調査員を配置した。

又、調査員の指導と調査票の審査などのため指導員103人を配置した。

調査員は、担当調査区の各世帯を訪問し、以下の方法により調査を行った。

（1）調査員は、全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配付し、世帯は、9月10日から20日の期間にインターネット回答を行う。

（2）その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配付する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

## 6. 集計方法と公表

データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

結果の公表は、インターネットを利用する方法等により行う。

## 7. 参考資料

「平成27年国勢調査報告－総務省統計局発行－」

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm>